

工事請負契約約款第25条第6項の適用

岐阜県農政部・林政部・県土整備部・都市建築部が発注する建設工事に関して、工事請負契約約款第25条第6項の運用規定を定め、平成26年2月24日から適用し、関係機関に通知しました。

1. 適用対象工事

- (1) 残工期が基準日から2ヵ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。
残工期及び基準日の定義は、運用マニュアルを参照してください。

2. 請負代金額の変更の考え方

賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。